

道環第 930 号

令和 7 年 8 月 8 日

各市町村長 様

千葉県県土整備部長

(公印省略)

「道路法施行規則の一部を改正する省令の施行について」、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」の制定について」及び「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン Q & A」の送付について」の送付について（通知）

このことについて、別添写しのとおり国土交通省道路局から送付がありましたので通知します。

記

- ・ 令和 7 年 7 月 25 日付け国道利第 24 号、国道メ企第 24 号
「道路法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の送付について
- ・ 令和 7 年 7 月 25 日付け国道利第 19 号、国道メ企第 20 号
「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」の制定について」の送付について
- ・ 令和 7 年 7 月 25 日付け事務連絡
「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン Q & A」の送付について」の送付について

担当

千葉県 県土整備部

道路環境課 道路管理室 諏合

電 話：043 - 223 - 3136

メール：doukan2@mz.pref.chiba.lg.jp